

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 遺産の分割と小規模宅地

Q: 父が昨年亡くなりましたが、相続税の申告期限において、父の居住の用に供していた宅地については未分割です。

この場合、父の居住の用に供していた宅地について、小規模宅地等の特例の適用を受けることはできるでしょうか。

A: 相続税の申告期限において、未分割である宅地について小規模宅地等の特例を適用することはできません。ただし、原則として申告期限から3年以内に分割された場合には、特例の適用が受けられます

### 【解説】

平成6年度の改正で、小規模宅地等の上で被相続人の事業を承継する者又は居住を継続する者等がその小規模宅地等を取得した場合には減額割合を80%とし、そうでない場合には減額割合を50%とすることとなったため、その小規模宅地等を取得する者が確定されなければ、減額割合の判定ができません。

そのため、小規模宅地等の特例は、その宅地等が相続人間で分割されていることが適用の前提条件となっています。

ただし、その分割されていない宅地等が申告期限から原則として3年以内に分割された場合は、特例の適用を受けることができます。

なお、相続税の申告期限において分割されていない宅地等について、申告期限から3年以内に分割見込みで、分割確定時点で小規模宅地等の特例の適用を受けようとする場合には、申告期限までに「申告後3年以内の分割見込書」を提出しなければなりません。

